

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

新	旧
（行為規制の適用除外の例外） 第十四条の十一の三十一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。 （銀行の子会社の範囲等） 第十七条の三 （略） 2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三の三 （略） 三の四 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第三十四条の四十八第一項において「保険募集」という。）	（行為規制の適用除外の例外） 第十四条の十一の三十一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。 （銀行の子会社の範囲等） 第十七条の三 （略） 2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三の三 （略） 三の四 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第二十九条に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同法第二十四条に規定する所属保険会社等をいう。口から二までにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するも

のでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人（同法第二条第二十二項に規定する少額短期保険募集人（以下このハにおいて「主契約」という。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の四第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保

四〇二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理
(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の
代行

二十五 削除

二十六〇三十九 (略)

三〇八 (略)

第十九条の五 銀行は、四半期ごとに、法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの(金融庁長官が別に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。
い。

第三十四条の二十七の二 銀行持株会社は、四半期ごとに、法第五十

險業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第六号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下この二において「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第六号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限り。)の締結の媒介であつて特定保険募集人(同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。)がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理
(第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行

二十五 保険募集(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十六〇三十九 (略)

三〇八 (略)

第十九条の五 銀行は、四半期ごとに、法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの(金融庁長官が別に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。
い。

第三十四条の二十七の二 銀行持株会社は、四半期ごとに、法第五十

二条の二十九第五項に規定する当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

（届出事項）

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十七 （略）

十八 特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第五項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

十九～二十九 （略）

2
10 （略）

二条の二十九第三項に規定する当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

（届出事項）

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十七 （略）

十八 特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第四項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

十九～二十九 （略）

2
10 （略）

。長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

新	旧
（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五（略） 2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三の三（略） 三の四 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第二十五条の二十七第一項において「保険募集」という。）	（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五（略） 2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三の三（略） 三の四 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの イ 保険業法第二百七十六條の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介 ロ 保険業法第二百七十六條の登録を受けた損害保険代理店（同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十

二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下この口において「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して受当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人（同法第二十二項に規定する少額短期保険募集人という。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の四第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して受当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第二十五条に規定する保険仲立人をいう。）として行う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第六号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このニにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第六号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して受当なものであるものに限る。）の締結の媒介であ

四〇二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理
(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の
代行

二十五 削除

二十六〇三十九 (略)

三〇八 (略)

第十八条の五 長期信用銀行は、四半期ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該長期信用銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの(金融庁長官が別に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。

第二十五条の八の四 長期信用銀行持株会社は、四半期ごとに、銀行法第五十二条の二十九第五項に規定する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は銀行の預金者その他の顧客が当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの(金融庁長官が別に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。

(届出事項)

つて特定保険募集人(同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。)がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理
(第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行

二十五 保険募集(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十六〇三十九 (略)

三〇八 (略)

第十八条の五 長期信用銀行は、四半期ごとに、銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該長期信用銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの(金融庁長官が別に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。

第二十五条の八の四 長期信用銀行持株会社は、四半期ごとに、銀行法第五十二条の二十九第三項に規定する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は銀行の預金者その他の顧客が当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの(金融庁長官が別に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 十五 (略) 十六 特定取引勘定設置長期信用銀行において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他<u>第五項第一号</u>に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。） 十七 二十六 (略) 2 } 10 (略)	第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 十五 (略) 十六 特定取引勘定設置長期信用銀行において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他<u>第四項第一号</u>に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。） 十七 二十六 (略) 2 } 10 (略)
---	---

。信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

新	旧
（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略） 2）4（略） 5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一）三の三（略） 三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第百五十四条第一項において「保険募集」という。）	（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略） 2）4（略） 5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一）三の三（略） 三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約

に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに
限る。）の締結の代理又は媒介

□ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同
法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。）とし
てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十
二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該
保険契約（以下この口において「主契約」という。）に付され
る保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に
相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と
関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の
額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なもので
あるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人
（同法第二十二条に規定する少額短期保険募集人をいう
。）として所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二
百十二条の四第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（
当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付
される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契
約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内
容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保
金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当な
ものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第
二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保
険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第六号まで
に掲げる保険契約（当該保険契約（以下このニにおいて「主契

四十二 二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 削除

二十六 三十九 (略)

六 十二 (略)

(届出事項)

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 二十一の二 (略)

二十二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第百七条第一項に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）として経理しようとする取引の種類その他第三項第二号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をし

約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第六号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。）がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四十二 二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 保険募集（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十六 三十九 (略)

六 十二 (略)

(届出事項)

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 二十一の二 (略)

二十二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第百七条第一項に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）として経理しようとする取引の種類その他次項第二号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしよ

よつとする場合を除く。）

二十三丁二十九（略）

2丁7（略）

第百三十五条 金庫は、半期ごとに、法第八十九条において準用する銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

2 信用金庫連合会は、四半期ごとに、法第八十九条において準用する銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

うとする場合を除く。）

二十三丁二十九（略）

2丁7（略）

第百三十五条 金庫は、半期ごとに、法第八十九条において準用する銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

2 信用金庫連合会は、四半期ごとに、法第八十九条において準用する銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

。協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年三月三日大蔵省令第十号）

新	旧
（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2）4（略） 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一）三の三（略） 三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第九十四条第一項において「保険募集」という。）	（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2）4（略） 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一）三の三（略） 三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第二十九条に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同法第二十四条に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約

に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに
限る。）の締結の代理又は媒介

□ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同
法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。）とし
てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十
二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該
保険契約（以下この口において「主契約」という。）に付され
る保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に
相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と
関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の
額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なもので
あるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人
（同法第二十二条に規定する少額短期保険募集人をいう
。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則
第二百十二条の四第一項第一号から第五号までに掲げる保険契
約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）
に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保
険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約
の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び
保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当
なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第
二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保
険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第六号まで
に掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契

四十二 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 削除

二十六～三十九 (略)

六十 (略)

第七十二条 信用協同組合等は、半期ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該信用協同組合等及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第六号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。）がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 保険募集（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十六～三十九 (略)

六十 (略)

第七十二条 信用協同組合等は、半期ごとに、銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該信用協同組合等及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第二号）
労働省令第二号

新	旧
（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略） 2～4（略） 5 法第五十八条の三第一項第一号口又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一～三の三（略） 三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第百三十六条第一項において「保険募集」という。）	（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略） 2～4（略） 5 法第五十八条の三第一項第一号口又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一～三の三（略） 三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。口から二までにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約）

以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人（同法第二十二項に規定する少額短期保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の四第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約

の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

二 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第六号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下この二において「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第六号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。）がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三（略）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 削除

二六〇三十九（略）

四〇二十三（略）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 保険募集（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）

二六〇三十九（略）

6 } 11 (略) (届出事項) 第八十三条 (略) 2 (略) 3 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面)を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。 一 第一項第九号又は第九号の二に掲げる場合 次に掲げる書面 イ } ハ (略) 二 } 四 (略) 4 } 7 (略) 第一百七十七条 金庫は、半期ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの(金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。	6 } 11 (略) (届出事項) 第八十三条 (略) 2 (略) 3 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面)を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。 一 第一項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる書面 イ } ハ (略) 二 } 四 (略) 4 } 7 (略) 第一百七十七条 金庫は、半期ごとに、銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの(金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。
---	---